

K-Report

2016年 2月 1日発行
第 6 卷 第 2 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 健康保険の標準報酬月額上限額が引き上げに

現在の標準報酬月額は、健康保険が1等級から47等級まで、厚生年金保険が1等級から30等級までに区分されています。このうち、健康保険の上限が、平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、平成28年4月1日より標準報酬月額の上限額が3等級追加されることになりました。また、標準賞与額も年度上限額が引き上げられることになりました。改正内容は次のとおりです。

【改正点】

◆標準報酬月額上限の改正

改正前

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47等級	1,210,000円	1,175,000円以上

改正後

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47等級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48等級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49等級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50等級	1,390,000円	1,355,000円以上

(※)

職権で改定されるため、特に届出を行う必要はありませんが、今後、保険者から改定の通知が届くこととなりますので、内容を確認の上、忘れずに変更する必要があります。

・平成28年3月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が123万5千円以上である場合は、その報酬月額を新しく追加される等級にあてはめ、保険者（健康保険組合等）が職権で改定することになっています。(※)

◆標準賞与額の上限の改正

改正前 年度（4月から翌年3月）累計額540万円

改正後 年度（4月から翌年3月）累計額573万円

2. 労務管理の基礎知識

■ いろいろな労働時間制度

労働基準法では「1日8時間・1週40時間」という基本的な法定労働時間を定めています。しかし、この原則だけでは、業務内容や雇用形態によっては効率的な労働を促進できない場合があります。

そこで労働基準法では「変形労働時間制」と「みなし労働時間制」という制度を定め、業務の繁閑に応じて労働時間を弾力化することで労働時間の短縮が図れるよう配慮しています。

① 「変形労働時間制」の種類

変形労働時間制は、労使協定や就業規則などで定めることによりあらかじめ一定期間を定め、その一定期間内の1週間あたりの「平均」労働時間が40時間（特例措置対象事業の場合は44時間）を超えなければ、特定の日または週に法定労働時間を超えて労働させることができるという制度です。大きく次の4つの制度があります。

1. 1ヵ月単位の変形労働時間制
2. 1年単位の変形労働時間制
3. フレックスタイム制
4. 1週間単位の非定型的変形労働時間制

② 「みなし労働時間制」の種類

みなし労働時間制とは、労働時間の計算が困難な場合に、あらかじめ一定の労働時間を労働したものとみなす制度です。大きく次の3つの制度があります。

1. 事業場外のみなし労働時間制
2. 専門業務型裁量労働制
3. 企画業務型裁量労働制

(※)

右記の各制度は、次号から順に解説していきます。

3. 所長コラム

■ 今国会注目

山越敬一労働基準局長の法案審議を含めた平成28年のスケジュールが発表されている。

① 中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は25%と猶予されているが、大企業同様に50%に上げる。

これは、平成25年4月1日を目途に中小企業の猶予を撤廃する予定であったが、国会で審議されず延期されていたもの。平成31年4月1日から実施するよう平成27年4月3日に閣議決定されている。今国会審議が注目されます。(注1)

② 長時間労働に対する監督指導の強化

景気の動向にもよるが、時間外労働の増加が見られるのは確かで、過労死や長時間労働による事故の増加がある。

③ 年次有給休暇について、企業に対し、働く方の意見を聴いて5日を指定することを企業に義務付ける。

有給休暇の消化率について、24カ国を対象に調査したところ、日本は6年連続ワースト1位ですから、消化率を上げるための苦肉の策。



(注1) ①の中小企業の範囲

◆小売業

⇒ 資本金5千万円以下又は常時使用する労働者数50人以下

◆サービス業

⇒ 資本金5千万円以下又は常時使用する労働者数100人以下

◆卸売業

⇒ 資本金1億円以下又は常時使用する労働者数100人以下

◆運輸、建設、製造、その他の業種

⇒ 資本金3億円以下又は常時使用する労働者数300人以下